

福岡県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.0E-2	1.3E+0	6.1E+1	62.4
64	エトフェンプロックス	8.6E+1	2.3E+1	8.2E+1	5.4E+1	245.6
117	テブコナゾール				7.6E+0	7.6
139	トラロメトリン			1.3E+1	5.0E+0	18.3
140	フェンプロパトリン			1.0E+1		10.1
153	テトラメトリン	7.7E+2	2.9E+1	8.0E+2	2.5E-1	1,606.5
181	ジクロロベンゼン	1.7E+3	6.5E+2			2,339.0
225	トリクロルホン		2.3E+1			23.2
251	フェニトロチオン		4.5E+2	1.2E+1		466.9
252	フェンチオン	1.9E+1	1.8E+2	1.9E+1		219.9
256	デカン酸				6.0E+0	6.0
350	ペルメトリン	1.7E+2	1.3E+2	1.1E+2	1.4E+2	556.0
405	ほう素化合物		3.6E-1	1.9E+2	5.0E+0	199.6
427	カルバリル			6.4E+2		640.1
428	フェノプカルブ			6.5E+1	3.6E+2	427.6
457	ジクロールボス	3.3E+2	2.0E+3			2,377.9
合 計		3.1E+3	3.6E+3	2.0E+3	6.4E+2	9206.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等